

重要事項説明書

(医療保険)

訪問看護ステーション

ふる里

重要事項説明書

(訪問看護サービス)

(2025年1月21日現在)

訪問看護サービスの提供にあたり、当事業者がご利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 真誠会
主たる事務所の所在地	米子市大崎1511番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 前田 浩寿
電話番号	(0859) 48-2331

ステーションコード	訪問看護ステーションふる里 0290320
訪問事業所（鳥取県）	訪問看護

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション ふる里
ステーションコード	0290320
所在地	米子市和田町1722番地
電話番号	(0859) 25-1150
ファクシミリ	(0859) 25-1150

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	社会福祉法人真誠会が開設する訪問看護ステーションふる里（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員（以下「看護師等」という。）が、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の職員の職種	員 数
看護師（うち1人管理者）	2.5人以上 (非常勤を含む)

5 営業時間

営業日	年中無休
営業時間	8:30～17:30 ※当事業所は24時間対応体制を整えております。 (24時間対応体制加算の算定対象)

6 サービスの概要

サービスは、訪問看護師等が利用者又はその家族と話し合いながら、かかりつけの医師などと連絡をとり、看護計画を立ててすすめていきます。

主なサービスの内容は次の通りです。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

7 ご利用回数

原則として週3日までですが、疾患等によっては週4日以上利用ができます。

また、頻回の訪問看護が必要であると認められ、特別訪問看護指示書(月1回)を交付された場合は、14日間を限度に利用ができます。(別に厚生労働大臣が定める利用者の場合は月2回の交付が可能)

8 利用者負担金

(1) 基本利用料

訪問看護療養費に係る利用者負担金は費用全体の1割～3割です。

※ 利用者が提示する被保険者証、公費負担医療制度の適用の有無等で異なります。

<訪問看護療養費> 制度上の改定等で変更となる場合があります。

訪問看護基本療養費(I)	5,550円 ×訪問日数(週3日まで)
	6,550円 ×訪問日数(週4日目以降)
訪問看護基本療養費(II) (同一建物居住者への訪問)	(1)同一日に2人への訪問
	5,550円 (週3日まで)
	6,550円 (週4日目以降)
	(2)同一日に3人以上への訪問
2,780円 (週3日まで)	
3,280円 (週4日目以降)	
訪問看護基本療養費(III) (入院中であって、在宅療養に備えて一時外泊中の者への訪問)	8,500円(入院中1回) ※別に厚生労働大臣が定める利用者の場合は2回

訪問看護管理療養費	(初日) 7,440円 (2日目以降) 3,000円 × 訪問日数
訪問看護情報提供療養費 1	1,500円 (月額)
訪問看護情報提供療養費 2	
訪問看護情報提供療養費 3	
訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000円 (月額: 該当月)
訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000円 (月額: 該当月)

精神科訪問看護基本療養費(I)	(30分以上) 5,550円 × 訪問日数 (30分未満) 4,250円 × 訪問日数	(週3日まで)
	(30分以上) 6,550円 × 訪問日数 (30分未満) 5,100円 × 訪問日数	(週4日目以降)
精神科訪問看護基本療養費(III) (同一建物居住者への訪問)	(1) 同一日に2人への訪問 (30分以上) 5,550円 (30分未満) 4,250円	(週3日まで)
	(30分以上) 6,550円 (30分未満) 5,100円	(週4日目以降)
	(2) 同一日に3人以上への訪問 (30分以上) 2,780円 (30分未満) 2,130円	(週3日まで)
	(30分以上) 3,280円 (30分未満) 2,550円	(週4日目以降)
精神科訪問看護基本療養費(IV) (入院中であって、在宅療養に備えて一時外泊中の者への訪問)	8,500円 (入院中1回) ※別に厚生労働大臣が定める利用者の場合は2回	

以下は対象者加算 (該当する対象者のみ加算されます。)

難病等複数回訪問加算	4,500円 (2回訪問日) 同一建物居住者に対する場合 (1) 同一建物に1人 4,500円 (2) 同一建物に2人 4,500円 (3) 同一建物に3人以上 4,000円
	8,000円 (3回以上訪問日) 同一建物居住者に対する場合 (1) 同一建物に1人 8,000円 (2) 同一建物に2人 8,000円 (3) 同一建物に3人以上 7,200円
緊急訪問看護加算	月14日目まで 2,650円 (緊急訪問日)
	月15日目以降 2,000円
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円

夜間(午後 6 時～午後 10 時)、早朝(午前 6 時～午前 8 時)	
深夜訪問看護加算 (午後 10 時～翌 6 時)	4,200 円
長時間訪問看護加算 (週 1 日 / 3 日)	5,200 円
乳幼児(6 歳未満)加算	1,300 円 (訪問日) 厚生労働大臣が定める者の場合 1,800 円
複数名訪問看護加算	(看護師・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士の場合) 4,500 円 (週 1 回) 同一建物居住者に対する場合 (1) 同一建物内 1 人 4,500 円 (2) 同一建物内 2 人 4,500 円 (3) 同一建物内 3 人以上 4,000 円
	(看護補助者の場合) (週 3 回) 3,000 円 (1 回訪問 / 日) 同一建物居住者に対する場合 (1) 同一建物内 1 人 3,000 円 (2) 同一建物内 2 人 3,000 円 (3) 同一建物内 3 人以上 2,700 円
	6,000 円 (2 回訪問 / 日) 同一建物居住者に対する場合 (1) 同一建物内 1 人 6,000 円 (2) 同一建物内 2 人 6,000 円 (3) 同一建物内 3 人以上 5,400 円
	10,000 円 (3 回以上訪問 / 日) 同一建物居住者に対する場合 (1) 同一建物内 1 人 10,000 円 (2) 同一建物内 2 人 10,000 円 (3) 同一建物内 3 人以上 9,000 円
複数名精神科訪問看護加算	(保健師・看護師・作業療法士の場合) 4,500 円 (1 回訪問 / 日) 同一建物居住者に対する場合 (1) 同一建物内 1 人 4,500 円 (2) 同一建物内 2 人 4,500 円 (3) 同一建物内 3 人以上 4,000 円 9,000 円 (2 回訪問 / 日) 同一建物居住者に対する場合 (1) 同一建物内 1 人 9,000 円 (2) 同一建物内 2 人 9,000 円 (3) 同一建物内 3 人以上 8,100 円 14,500 円 (3 回以上訪問 / 日) 同一建物居住者に対する場合 (1) 同一建物内 1 人 14,500 円

	(2) 同一建物内 2 人 14,500 円 (3) 同一建物内 3 人以上 13,000 円 (看護補助者の場合) (週 1 回) 3,000 円 同一建物居住者に対する場合 (1) 同一建物内 1 人 3,000 円 (2) 同一建物内 2 人 3,000 円 (3) 同一建物内 3 人以上 2,700 円
延長時間加算 (3 時間以上 8 時間まで 1 時間ごと)	400 円
24 時間対応体制加算 (月 1 回)	24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合 6,800 円 上記以外の場合 6,520 円
特別管理加算 (月 1 回)	2,500 円または 5,000 円
退院時共同指導加算 (該当月)	8,000 円
特別管理指導加算(該当月)	2,000 円
退院支援指導加算 (該当月)	6,000 円
在宅患者連携指導加算 (該当月)	3,000 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算 (該当月に 2 回まで)	2,000 円
看護・介護職員連携強化加算 (該当月)	2,500 円

(2) 衛生材料等その他の費用 (全額・自己負担)

<その他>

自宅外での実費利用	1 時間につき	10,000 円
-----------	---------	----------

区 分	利 用 料
死亡時に要する 費用 (税別)	死後の処置、援助費用及び材料費等 (エンゼルケア)
	5:00 ~ 22:00 の時間帯 8,000 円
	22:00~翌朝 5:00 の時間帯 10,000 円

9 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
--------	--------

当日	500円
前日	午前9時～午後6時 無料 午後6時～ 250円

※但し、理由によってはキャンセル料は不要です。

10 利用料のお支払い方法

利用料金は、次のいずれかの方法によりお支払いをお願いいたします。

(1) 当事業所の提携金融機関より自動口座引落としによるお支払い。

【提携金融機関】 < () は手数料 (税別) >

山陰合同銀行 (50円)、鳥取銀行 (50円)、ゆうちょ銀行 (10円)、
米子信用金庫 (50円)、鳥取西部農業協同組合 (20円)、
島根銀行 (50円)

(2) 当事業所指定口座へお振込みによるお支払い。

【指定口座番号】

山陰合同銀行 米子支店 普通口座 3802022
社会福祉法人 真誠会 訪問看護ステーションふる里
理事長 前田 浩寿

(3) 施設窓口での現金によるお支払い。

月曜日～土曜日の午前9:00～午後6:00までの間

11 サービス利用における禁止行為について

1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

(職員が回避したため危害を免れたケースを含む)

例：■ コップを投げつける ■ 蹴られる ■ 手を払いのけられる	■ 叩かれる ■ 手を引っかく、つねる ■ 首を絞める	■ 唾をはく ■ 服を引きちぎられる
--	-----------------------------------	-----------------------

2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：■ 大声を発する ■ サービスの状況を覗き見する ■ 怒鳴る ■ 気に入った職員以外に批判的な言	■ 家族等が利用者の発言を鵜呑みにし、理不尽な要求をする ■ 訪問時不在時に書置きを残すと「予定通りサービスがなされてい
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ■ 威圧的な態度で文句を言い続ける ■ 刃物をちらつかせる ■ 「この程度出来て当然」と理不尽なサービスを要求する ■ 利用者の親族等が「自分の食事も作れ」と強要する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「たくさん保険料を支払っている」とサービスを強要する。又は断ると文句を言う ■ 利用料金の数ヶ月滞納 ■ 特定の職員にいやがらせをする
--	---

3) セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

<p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 必要もなく手や腕を触る ■ 抱きしめる ■ 女性のヌード写真を見せる ■ 入浴介助中、あからさまに性的な話しをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 卑猥な言動を繰り返す ■ サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる ■ サービス提供中の職員の服の中に手を入れる。
---	---

1 2 苦情申立窓口

<p>訪問看護ステーション ふる里</p>	<p>窓口担当 <u> </u> 埴田 美春</p> <p>ご利用時間 平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00</p> <p>ご利用方法 電話 0859-25-1150</p> <p>場所 米子市和田町1722番地</p>
<p>鳥取県国民健康保険団体連合会 苦情処理委員会</p>	<p>ご利用時間 平日 8:30～17:15</p> <p>ご利用方法 電話 0857-20-2100</p> <p>場所 鳥取市立川町6丁目176</p>

1 3 緊急時及び事故発生時の対応

<p>(1) 利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。なお、速やかに緊急連絡先に連絡いたします。</p> <p>(2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。</p>		
利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

私は、本書面に基づいて事業者の職員（職名
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

氏名) から

年 月 日

ご利用者

住所

氏名

印

署名代理人

住所

氏名

印

署名を代行した理由

ご利用者の
身元引受人

住所

氏名

印

ご利用者との続柄

当施設・事業所をご利用の皆様方へ

個人情報の取り扱いについて

平成 17 年 4 月から施行された「個人情報保護法」に従い、当施設・事業所では個人情報の取り扱いに規定を制定し、また監査体制を強化しております。また、外部委託機関との間におきましても個人情報保護を契約条項で規定しております。

つきましては医療・介護サービスを安全・確実にご提供するために、同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省発行）に従い、当施設・事業所のご利用の皆様方の個人情報の取り扱いについて以下の点をご了承下さいますようお願い致します。

(個々の利用者への医療・介護サービス提供に必要な利用を目的とするもの)

医療法人・社会福祉法人真誠会 真誠会 真誠会ネットワークシステム内部での利用

- おひとりおひとりの患者様、ご利用者の方への医療の安全・確実な提供のために利用させていただきます。・・・医療・介護サービスの提供のために処方箋や指示書・伝票または検体などは個人情報が記載されますが、その取り扱いや破棄に関しては規定を作成した上で、十分に留意いたします。
- 医療・介護保険事務や病棟管理・会計・経理・医療安全対策・サービス向上活動に利用させていただきます。
- 医療・介護・福祉・保健分野で真誠会グループ内でのサービスを円滑にご利用いただけますよう、各施設間で情報を共有いたします。

他の事業者や本人以外への情報提供

- 治療やお世話を行う上で他の病院、診療所、施設、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との円滑な連携のために当該患者様・ご利用者様の情報を交換致します。
- 他の医療機関・介護サービス事業所等から当該患者様・ご利用者様への医療・介護サービスの提供のために照会があった場合には回答いたします。
- より適切な診療を行う上で、外部の医師等の意見・助言が必要な場合に情報の収集あるいは提供に利用いたします。
- 検体検査業務の委託などの場合、誤認防止のために情報を利用いたします。
- 医療・介護保険事務のうち、一部保険業務への委託先へ、また審査支払機関へのレセプト提出や同機関からの照会に対する回答に利用します。
- 事業者から委託を受けて健康診断等を行った場合には、業者へのその結果を通知いたします。
- 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出に利用することがあります。

(上記以外の利用目的)

医療法人・社会福祉法人真誠会 真誠会ネットワークシステム内部での利用に係る事例

- 医療・介護・福祉・保健サービスや業務の維持・改善のために基礎資料として利用させていただきます。
- 内部で行われる学生実習への協力は事例検討の際に利用させていただくことがあります。

他の事業者への情報提供を行う事例

- 当施設・事業所の管理営業業務のうち、外部監査機関へ情報を提供する場合があります。

学会発表や学術誌発表などの研究に関して

- 医療・介護・福祉の専門性の進歩のために匿名化したうえで利用させていただくことがあります。この際、事例の内容から十分な匿名化が困難な場合は、その利用については原則としてご本人の同意を得ます。

個人情報の第三者提供に関して

- 個人情報保護法に基づき、法令に基づく場合、生命、身体、財産保護、公衆衛生の向上、児童の健康育成、国等の公共団体からの協力依頼の場合には例外として、ご本人の同意を得ることなく利用する場合があります。

以上につきまして、不明な点や異議がある場合には、遠慮なく下記対応窓口（→各事業所責任者）へお申し付け下さい。なお、本人の個人情報はお申し出により開示させていただきます。記録の開示にかんしては別途開示規定に従わせて頂きます。また、以上の点に同意されなくとも、なんら不利益は生じません。さらに、同意および留保はお申し出により、いつでも変更することが可能です。

対応窓口 : 各事業所責任者・相談員

平成 29 年 7 月

医療法人・社会福祉法人真誠会 理事長